

健診
ご担当者様へ

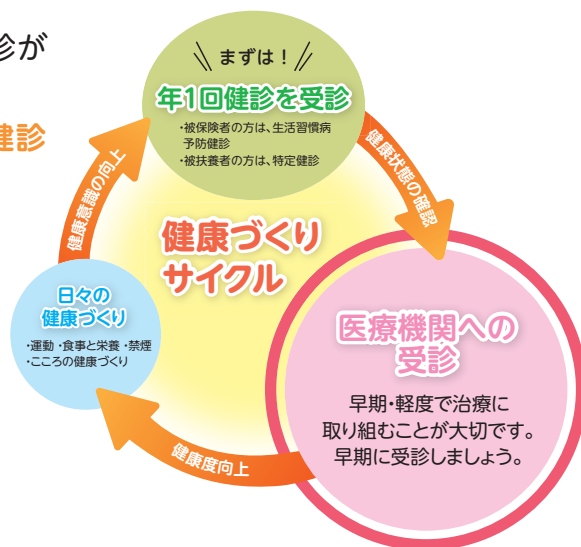
健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定された
従業員様に医療機関への早期受診をお声がけください！

年に1度受診いただいている健康診断の結果、医療機関へ受診が必要と判定された方の3人に2人が受診していない状況です。健康づくりサイクルにおいても健診を受けて終わりではなく、健診結果を受けて早期・軽度で治療に取り組むことが大切です。

ですが…

お声がけしても拒まれることはありませんか？

- 毎年同じ数値だし、体調は特に悪くないから大丈夫…
- 仕事が忙しくて病院に行く暇がない…



自覚症状がない ≠ 大丈夫

従業員の皆様の健康を守るためにも、医療機関への受診は大切です。

そこで、受診を従業員の皆様へ促すためのチラシを作成しました。

健診を受診した健診機関から健診結果と合わせて事業所様へお送りさせていただきます。

ぜひ、チラシをご活用いただき、

受診の働きかけをお願いします！

こちらからも
ダウンロードできます



活用方法例

- 食堂など目につきやすい場所に掲示
- 給与明細にチラシをコピーし同封

受診しやすい環境づくりも！

- 勤務時間内の受診
- 受診費用を事業所が補助 など



柔道整復師（整骨院等）のかかり方

健康保険の対象となる場合



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 仕事中や通勤途上におきた負傷
- 症状の改善が見られない長期の治療
- 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中の場合

注意事項

※「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、対象とならない場合は、その治療費の、全額または一部を自己負担していただくことがあります



負傷の原因を正しく伝えましょう



領収書は必ずもらいましょう



治療が長引く場合は
一度医師の診断を受けましょう



療養費支給申請書の内容を確認した
うえで委任欄に記入・押印しましょう

協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

適正な医療費の支払いを行うため、照会文書が届きましたら、ご本人が回答していただきますようお願いいたします。

詳しくは
こちら



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう

- ①対象となる傷病であること
神経痛・リウマチ・五十肩
頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症
- ②医師がはり・きゅうの施術に同意していること
- ③医師による適当な治療手段がない場合
※医療機関等との併用は認められません。

あん摩・マッサージ

- ①医師が施術に同意していること
筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的としている場合

詳しくはこちら

注意事項

- 領収書は必ずもらいましょう
- 6か月ごとに医師の同意が必要です

